

柏市福祉有償運送の手引き

(柏市福祉有償運送運営協議会審査・運用基準)

柏市福祉有償運送運営協議会

令和 7 年 1 月改正版

福祉有償運送とは

タクシー等の公共交通機関によっては要介護者や障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO法人や社会福祉法人等が、営利とは認められない範囲の対価により、自家用自動車を利用して当該法人の会員に対して行う個別の輸送サービスのことです。

福祉有償運送を行おうとする場合は、道路運送法第78条第2号及び第79条の規定に基づき管轄の運輸支局に登録を受ける必要があります。そのためには、自治体が主宰する運営協議会において合意を得ることが必要とされています。

柏市福祉有償運送運営協議会審査・運用基準

柏市では各法令や通達等を基に柏市福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という）の決定を経た以下の基準に沿って審査及び協議を行うものとする。（下線付き数字は柏市における上乗せ基準）

- * これから福祉有償運送事業を始める場合には、以下に記述する要件を遵守したうえで申請登録し運営を行ってください。

◆運送主体

- 1 福祉有償運送を行うことができる実施主体は以下のとおり
 - (1) 特定非営利活動法人
 - (2) 一般社団法人又は一般財団法人
 - (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体
 - (4) 農業協同組合
 - (5) 消費生活協同組合
 - (6) 医療法人
 - (7) 社会福祉法人
 - (8) 商工会議所
 - (9) 商工会
 - (10) 営利を目的としない法人格を有しない社団であって、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が道路運送法第79条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であるもの

- 2 運送主体である法人の役員は、次のいずれかに該当していないこと。
 - (1) 1年以上の懲役又は禁固刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
 - (2) 登録の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現にその法人の役員として存在した者で、取消しの日から2年を経過していない者
 - (3) 成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が(1)(2)のいずれかに該当する者であるとき
- 3 運送主体は、運行に関して全ての責任体制が確立されていること。

◆運送の対象

- 1 運送の対象となる旅客の範囲は、事前に法人の会員として登録された次の者及びその介助者又は付添人であること。
 - (1) 身体障害者福祉法第4条にいう「身体障害者」で身体障害者手帳を所持する者
 - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障害者」
 - (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する「知的障害者」
 - (4) 介護保険法第19条第1項にいう「要介護者」で介護保険被保険者証を所持する者
 - (5) 介護保険法第19条第2項にいう「要支援者」
 - (6) 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
 - (7) その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む）、知的障害、精神障害その他の障害を有する者（自閉症、学習障害などの発達障害を有する者を含む）以上の者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独ではタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者。なお、(5)及び(7)に該当する者を対象とする場合には、運営協議会において身体状況等について運送の対象とすることが適当であるとの確認がされた者であること。
- 2 上記1の会員として登録された者が運送の対象であることの確認方法は次のようにすること。

- (1) 会員登録に際しては、移動制約事由チェック票（柏市様式）により確認を行い、当該団体の責任において適正に運用すること。
- (2) 移動制約事由チェック票は客観性を持たせるため、可能な限り確認書類等で国が法令等で示す要件への該当事由等の確認を行うこと。
- (3) 上記 1 の会員として登録された者のうち(5)及び(7)に該当する者が会員となる場合には、個人情報に配慮した形で市に移動制約事由チェック票を提出すること。（提出された会員名簿及び移動制約事由チェック票等は、市が審査し、その結果を運営協議会に報告すること。）
- 3 申請日において運送しようとする旅客の中に上記 1 に該当する者がいない区分については、申請することができないこと。
- 4 複数乗車（1 回の運行で複数の会員を運送）を行う時は、透析患者のための運送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって、**運送者**が必要と認め、かつ、収受する対価が関係通達等の定める基準を満たしていることについて運営協議会の**協議が調っている**こと。
- 5 運営主体は、会員の氏名、住所、年齢及び移動制約者であることの実態その他必要な事項を記載した会員名簿を、個人情報の保護の観点から適切に作成し管理すること。
- 6 国が法令等で示す要件に該当しても、タクシーの利用が可能ならば福祉・介護タクシー及び一般タクシーなど他の交通機関を紹介するなど、運送主体同士が連携協力しながら移動困難者の移動手段を確保する方策を講じること。
- 7 会員登録は、当該団体で対応可能な会員数とし、むやみに会員数を拡大しないこと。

◆運送の区域

福祉有償運送の区域は、運送の発着地のいずれかを柏市とすること。

◆使用車両

- 1 登録できる使用車両は、乗車定員 11 人未満で、かつ、次の車両であること。
 - (1) 福祉自動車
 - ア 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する車両
 - イ 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが

可能な車両でスロープ又はリフト付の車両

ウ 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した車両

エ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える車両

(2) セダン等（貨物運送の用に供する車両を除く。）

2 使用する車両については、運送主体が使用権原を有すること。

ただし、ボランティア運転者等から提供される車両を使用するときは、下記の事項に適合すること。

(1) 運送主体と、ボランティア運転者等との間に車両の使用にかかる契約及び使用承諾が締結され、当該内容を証する書面が作成されていること。

(2) 当該契約書及び使用承諾書において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について、運送主体が責任を負うことが明確化されていること。

3 外部から見やすいように使用車両の車体の側面に有償運送の登録を受けた車両である旨の表示をしてあること。表示方法は次のとおりとすること。

(1) 運送者の名称

(2) 「有償運送車両」の文字

(3) 登録番号

上記の事項について、文字はステッカー、マグネットシール又はペンキ等による横書きとし、一文字の大きさは縦横50ミリ以上とする。

4 ボランティア運転者等との契約に基づき使用している車両や福祉有償運送以外にも使用する可能性のある車両には、誤解を避けるためにマグネット式表示等を使用し、福祉有償運送以外の用途に使用する場合には当該表示を外すこと。

5 登録証の交付を受けた運送主体は、登録証の写しを自動車に備えておかなければならない。

6 自動車内に名称、運転者の氏名、登録番号、対価に関する事項を旅客に見やすいように掲示すること。

7 使用車両は、道路運送車両法第48条の規定に定める点検を実施すること。

◆運転者

- 1 自動車の種類に応じて、次のいずれかの要件を備える者であること。

自動車の種類	運転者の要件
(1) 福祉自動車	ア 第二種運転免許を有しており、その効力が停止されていない者。 イ 第一種運転免許を有しており、その効力が過去2年以内において停止されていない者、かつ<u>運転歴が3年以上の者</u>であって国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了している者。
(2) セダン型	(1)の福祉自動車を運転させる場合の要件に加えて、次の要件のいずれかを備える者。(またはいずれかの要件を備える者の乗務) ア 介護福祉士 イ 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了している者。 ウ 訪問介護員 エ その他、国土交通大臣が認める要件を備えている者。

- 2 運転者が死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号、3号、又は第4号に掲げる障害を受けた者）が生じた事故を引き起こした場合、その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合は、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適正診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開してはならない。
- 3 運営主体においては、運転者の氏名、住所、生年月日、運転免許証に関する内容、講習等の受講歴、交通事故や道路交通法違反に係る履歴等を記載した運転者台帳を運転者ごとに作成し、加除等を適切に行い2年間保管すること。
- 4 運送主体の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期限、運転者としての要件等を記載した運送主体の発行する運転者証を車内に掲示、あるいは運転者に携行させること。
- 5 運送主体は、定期的な研修計画を自主的に作成し、質の向上を図れるような研修を普段から運転者に積極的に受講させることにより、運送の安全及び旅客の利便の確保に努めること。

◆損害賠償措置

- 1 運送主体が所有する場合、あるいはボランティア運転者等から提供される車両を使用する場合においても、全ての車両が原則として、対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険もしくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又はその計画があること。
- 2 上記における損害賠償保険は、次のとおり別に定めたものを優先して、加入すること。
 - (1) 損害賠償保険は、対人無制限、対物1,000万円以上、搭乗者傷害1,000万円以上とすること。
 - (2) ボランティア運転者等から提供される自家用自動車を使用する場合、有償運送中の事故が対象となる保険に加入すること。

◆運送の対価

- 1 福祉有償運送の対価は、以下に掲げる範囲のものをいう。これを変更するときも同様とする。
 - (1) 運送の対価
運送サービスの利用に対する対価で、営利に至らない範囲として、次の中から選択すること。ただし、**柏市に適用されるタクシー運賃の約8割（関東運輸局が公表する運送の対価）を目安とする。**
 - ア 距離制
原則として、旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じて対価を設定すること。
 - イ 時間制
旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により運送の対価を定めること。
 - ウ 定額制
旅客の運送に要した時間及び距離によらず1回の利用ごとに対価を定めるもの又はあらかじめ利用者の利用区間ごとの対価の額を定めること。
なお、これらのいずれにもよりがたい場合にあっては、運営協議会の合意に基づき地域の実情に応じた運送の対価を設定することができること。
ウにおいては、利用者間の公平を失するような対価設定をしないこと。

(2) 運送の対価以外の対価

運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並びに設備の利用に対する対価（迎車回送料金、待機料金、介助料、添乗料、設備使用料等（ストレッチャー、車椅子使用料等）で、実費の範囲内であること。

2 対価の適用方法は次のものとする。

(1) 距離制及び時間制の双方を定める場合、それぞれの適用方法について明確な基準を設け利用者に対して適用する対価の説明を行うこと。

(2) 複数乗車の場合の運送の対価は、旅客一人ずつから対価を収受するため、「定員を最大限利用したときの対価の総額」又は「平均乗車人員で運行した場合の対価の総額」がタクシー運賃の約8割にあること。

(3) 運送の対価以外の対価については、旅客が利用する設備や提供されるサービスの種類ごとに金額を明記した書類を会員に提供するものとする。

3 タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことをあおって会員等の募集を行わないこと。

◆管理運営体制

1 運行管理責任者は、次に掲げる業務を行うこと。

(1) 運転者の要件を備えない者に運転させないこと。

(2) 事故等を起こした運転者に対し、適性診断を受けさせること。

(3) 国土交通大臣が認定する講習を修了した等の要件を備えた乗務者なしに要件を備えない者に運転させないこと。

(4) 自家用有償旅客運送自動車の運行に関する計画を作成すること。

(5) 運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ交替するための運転者を配置すること。

(6) 異常な気象、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じること。

(7) 乗務しようとする運転者に対して、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、運行の安全を確保するために特別な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存すること。

(8) 乗務を終了した運転者に対して、酒気帯びの有無について確認し、運転

- 者ごとに確認を行った旨を記録し、かつ、その記録を一年間保存すること。
- (9) アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行うこと。
- (10) 運転者に対し、安全な運転のための確認を行い、指示を与え、記録し、その記録を保存すること。
- (11) 運転者に対し、乗務記録を作成させ、その記録を保存すること。
- (12) 運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。
- (13) 事故の記録を作成し、その記録を保存すること。
- (14) その他運行の安全を確保するために必要な業務
- 2 運行管理責任者の選任にあたっては、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数を選任すること。また、運送主体は、全ての事務所の運行管理の責任者に、国土交通大臣が告示で定める一般講習を受けさせること。
- 3 配置する自動車の数が5両以上となる事務所の場合の運行管理責任者は次のいずれかの要件を満たすこと。
- (1) 道路運送法第23条第1項の運行管理者（39両まで1人、以降40両ごとに1人）
- (2) 運行管理者の受験資格を有する者
- (3) 安全運転管理者の選任要件を備える者
- (4) 国土交通大臣が同等以上の能力を有すると認めた者
- (2)～(4)の場合、19両まで1人、以降20両ごとに1人。
- 4 運行管理者がやむを得ず不在となる場合は、あらかじめ運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保すること。(代務者の選任など)
- 5 運行管理や整備管理に係る指揮命令、運転者に対する監督等の体制が整っており、地方公共団体も含めた事故発生時における緊急連絡体制や苦情処理の体制が整備されていること。
- 6 利用者に対し、事故発生、苦情対応に係る運営主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。
- 7 運営主体は、事故や苦情処理の記録を実施するとともに、事故については2年間、苦情処理については1年間その記録を保存すること。
- 8 運営主体は、次に掲げる事項について速やかに市に報告すること。
- (1) 事故発生時の対応がマニュアル化されており、人身事故及び重大な物損事故については、書面（参考様式第ト号）にすること。
- (2) 利用者からの苦情への対応がマニュアル化されており、苦情のうち、制度に関わるもの、他の実施主体に影響のあるものについては、書面（参

考様式第チ号) にすること。

(3) 福祉有償運送の輸送実績報告書を市の定めた書面により作成すること。

ただし、報告は四半期ごととし市が定めた日までに行うこと。

- 9 運送主体は、安全な運転のために乗務しようとする運転者に対して行う確認や指示は、原則として対面により行うものとする。対面での確認が困難である場合には、電話により必要な確認や指示を確実に実施できる体制を整備し実施するとともに、運送主体において書式を定めた安全な運転のための確認表を1年間保存すること。

運転者が乗務したときの乗務記録についても同様とすること。

◆その他

- 1 初回の更新登録の有効期限は2年とする。それ以降の更新登録の有効期限は、原則として2年とし、次のいずれにも該当する場合は、有効期限は3年とすること。
 - (1) 運送主体の運行管理の方法を改善，路線又は運送の区域の変更，対価の変更，保険契約締結の措置等（道路運送法第79条の9第2項に基づく命令）を受けていないこと。
 - (2) 重大事故を引き起こしていないこと。（道路運送法第79条の10及び自動車事故報告規則第2条第1項に規定する事故等）
 - (3) 道路運送法第79条の12に基づく業務の全部又は一部の停止命令を受けていないこと。
- 2 新規及び更新等の申請の際には、国で示されている必要な書類の他、次に掲げる書類を市へ提出すること。
 - ア 柏市福祉有償運送運営協議会依頼
 - イ 利用料金表
 - ウ 運行管理マニュアル
- 3 次に掲げる協議を要しない軽微な事項について変更した場合は、30日以内に運輸支局に届出を行う。
 - (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (2) 自家用有償旅客運送の種別（過疎地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が、過疎地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。）
 - (3) 路線又は運送の区域を減少する場合
 - (4) 事務所の名称及び位置
 - (5) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数
 - (6) 運送しようとする旅客の範囲
- 4 登録の有効期間が満了した場合及び業務の廃止の届出があった場合には、登録は抹消される。抹消が行われた場合には、登録証の原本を運輸支局に返納しなければならない。
- 5 運営協議会の協議を要しない事項の変更及び業務の廃止の届出については、運輸支局に提出した書類の写しを市へ提出し報告すること。
- 6 業務の廃止をする際には、会員に対する説明やその後の措置等、会員の利便性を損なうことのないよう十分な配慮を行うこと。

新規登録の申請・更新及び変更等の書類の提出について

福祉有償運送に関する各種登録の際の申請は、運送の区域の所在する市町村を所管する運輸支局に必要書類を提出すること。なお、運営協議会への提出書類は指定するものを除きその写しを提出すること。

- 1 福祉有償運送を行う際に必要な登録等は次に掲げるものとする。
 - (1) 新規登録：新たに福祉有償運送を始めようとするとき
(道路運送法第79条の2)
 - (2) 更新登録：福祉有償運送の有効期間の更新をするとき
(道路運送法第79条の6)
 - (3) 変更登録：登録事項に変更があるとき (道路運送法第79条の7)
 - (4) 軽微な事項の変更の届出：登録事項の軽微な事項を変更したとき
(道路運送法第79条の7第3項)
 - (5) 業務の廃止をするとき (道路運送法79条の13)

◆新規登録

- 1 申請者は、次のいずれかに該当しない者であること。
 - (1) 1年以上の懲役又は禁固刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過してしない者
 - (2) 登録の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現にその法人の役員として存在した者で、取消しの日から2年を経過していない者
 - (3) 成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてその法定代理人が(1)(2)のいずれかに該当する者であるとき
 - (4) 法人である場合においては、その法人の役員が上記(1)～(3)のいずれかに該当する者であるとき
- 2 申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称、法人にあつては代表者の氏名
 - (2) 住所
 - (3) 自家用有償旅客運送の種別
 - (4) 運送の区域

- (5) 事務所の名称及び位置
- (6) 事務所ごとに配置する福祉有償運送に使用する自動車の種類ごとの数
- (7) 運送しようとする旅客の範囲
- (8) その他の添付書類

運行管理の体制とその他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付すること。

- 3 新規登録に必要な書類は、上記の申請書等（別紙「①新規登録用必要書類一覧」を参考）を市が指定する日までに提出し、運営協議会の同意を得なければならない。

◆更新登録

- 1 登録の有効期限が満了する日の2ヶ月前から申請の受付が運輸支局において始まる。
- 2 複数の運送の区域を有する場合は、それぞれの区域における運営協議会での合意を得なければならない。
- 3 更新登録に必要な書類は、新規登録と同様（別紙「②更新登録用必要書類一覧」参考）とし、市が指定する日までに提出し、運営協議会の同意を得なければならない。
- 4 有効期間が満了した後に更新登録を行った場合は、災害等によりやむを得ない場合を除いて、更新は認められない。ただし、運営協議会で更新について協議を行っているにも関わらず、有効期間の満了する日までに正当な理由により協議が調わない場合には、協議の調っていることを証する書類を添付せずに更新登録申請を行うことができる。この場合、運営協議会の協議が調っていることを証する書類の提出がされるまで更新登録の可否の判断は保留となる。

◆変更登録

- 1 変更登録が必要なものは次の2点の変更のみとする。
 - (1) 運送の区域の拡大
区域を減少する場合は、軽微な事項の変更の届出となる。なお、登録後に市町村合併があった場合でも、運送の区域は合併前の旧市町村の範囲にあるものとされ、運送の区域を合併後の市町村の範囲とする場合は、合併後運営協議会で協議を経て変更登録を申請すること。
 - (2) 自家用有償旅客運送の種別の変更
福祉有償運送の他に過疎地有償運送を行おうとする場合に変更登録が必

要となる。ただし、いずれかを廃止する場合は軽微な事項の変更の届出となる。

- 2 変更登録に必要な書類（別紙「③変更登録用必要書類一覧」参考）を市が指定する日までに提出し、柏市福祉有償運送運営協議会の同意を得なければならない。

※ 上記(1)・(2)の変更については、市及び運営協議会へは新規扱いになるため、新規登録の必要書類で申請し、千葉運輸支局へは別紙「③変更登録用必要書類一覧」の書類を提出すること。

◆軽微な事項の変更の届出

次に掲げる軽微な事項の変更は、運輸支局の届出（別紙「④軽微な事項の変更届出用必要書類一覧」参考）のみとなる。なお、使用する車両が一事業所において5台以上になる場合は、運行管理体制を記載した書類及び運行管理責任者の要件を備えていることを証する書類を提出すること。

- (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 自家用有償旅客運送の種別（過疎地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が、過疎地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。）
- (3) 路線又は運送の区域を減少する場合
- (4) 事務所の名称及び位置
- (5) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数
- (6) 運送しようとする旅客の範囲

◆業務の廃止届出

業務の廃止の届出（別紙「⑥廃止届出用必要書類一覧」参考）の際は、登録証の原本を登録簿の存する運輸支局長等に返納しなければならない。